

災害救助法適用地域在住の平成31年度入学者への特別措置について

本学では災害救助法適用地域在住で平成30年度に被災された平成31年度(2019年度)入学者に対し、次の特別措置を講じます。

対 象：① 家計支持者の居住する家屋が全壊（全焼、全流失、大規模半壊）、半壊、一部損壊の被害を受けた場合。

② 家計支持者の収入が当該災害により喪失または激減した場合。

原則として、公的機関等の罹災証明書および収入（所得）証明の提出により判定します。

また、必要に応じて戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）、修繕費（見積り）等を提出していただく場合があります。

内 容：●入学検定料（平成31年度入学者のみ）

出願時に本学に払込み済の全ての検定料の返還を入学後に行います。

●入学時納入金・学費等（平成31年度入学者のみ）

被害程度に応じて下記の表のとおり減免（返還）を行います。

※家宅等とは、家計支持者が所有・居住する家屋または生産手段

収入状況 家宅等被災状況	収入喪失	収入激減	変化なし
全壊	A	A	A
半壊	A	A	B
一部損壊	A	B	C
被害なし	A	B	

減免措置は下記のとおりです。

A. 入学金および1年間の学費等免除

B. 入学金および半期分（前期分）の学費等免除

C. 見舞金（その被害の程度に応じて3万円、5万円、10万円を支給する）

●返還金は、「学校法人 渡辺学園」名義で6月末までに振込にて返還する予定です。

手続方法：特別措置申請者は、入学後に申請を行ってください。

① 被災者特別措置申請書・返還金振込依頼書（本学所定用紙）

◆所定用紙は本学のホームページより取得してください。

② 罹災証明書（市区町村発行）

③ 平成29年度・30年度の収入（所得）証明または源泉徴収票(コピー可)

および災害により収入の喪失または減少がわかる証明書（失業等）、自営業の場合も被災状況を証明する書類およびその説明書（A4用紙様式自由）を提出ください。

①②③の提出書類をそろえ、封筒に「災害救助法被災者特別措置願」と朱書きし、アドミッションセンター宛に提出してください。

提出期限：平成31年4月12日（金）

問い合わせ先：〒173-8602

東京都板橋区加賀 1-18-1 東京家政大学 アドミッションセンター ☎03-3961-5228

平成31年度入試 被災者特別措置申請書

震災等による被災に係る特別措置を願いたく申請いたします。

① 検定料返還を申請

② 入学時納入金返還を申請

*①と②を申請される場合には、①と②に○印をつけてください。

入学手続き者氏名			
受験番号		入学手続 学科・科・専攻	
住所	〒		
電話番号			

*検定料の返還について、複数の出願をしている場合も、入学手続の受験番号を記入してください。

下記に被害の状況を詳しく記入してください。

保護者氏名 _____ 印

申請日 平成 年 月 日

平成31年度入試 返還金振込依頼書

返還金希望振込先

入学手続者氏名	
---------	--

銀行名							
支店名							
預金種目							
口座番号 *7桁以下の場合は右詰							
口座名義 (フリガナ)							

*入学手続者本人または保護者の口座を指定してください。